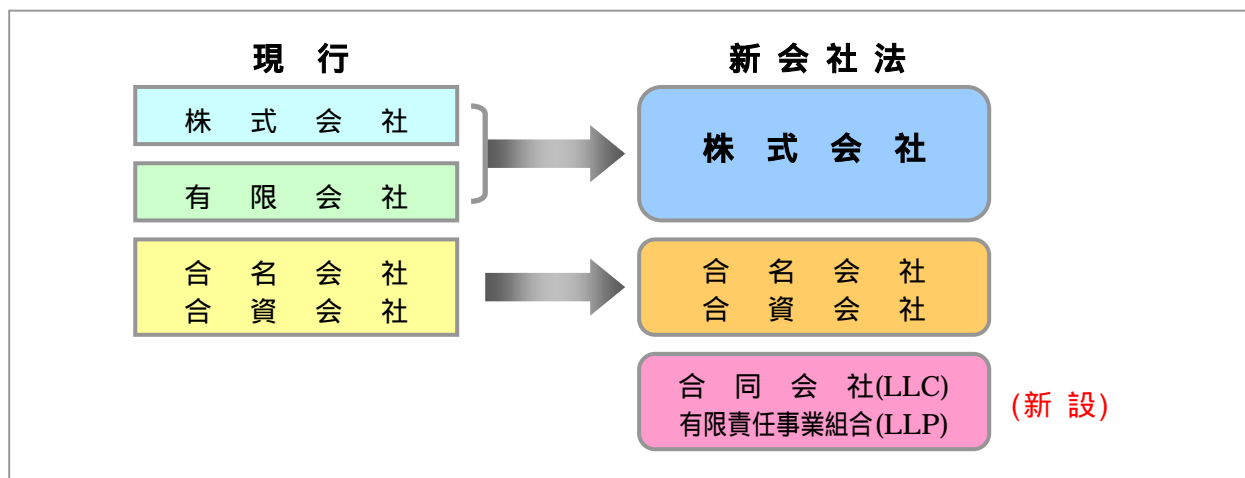


A. 新「会社法」では、会社の組織形態が下図のようになります。



上図のように、新「会社法」では既存の株式会社と有限会社を統合し、新しい株式会社に変更しています。その変更点のうち、次の3つを念頭においてください。

1. 有限会社の廃止

新「会社法」には有限会社がありませんが、既存の有限会社が消滅するわけではありません。新規に有限会社を設立することができないということです。

では、既存の有限会社はどうすれば良いのでしょうか。次の3つの方法があります。

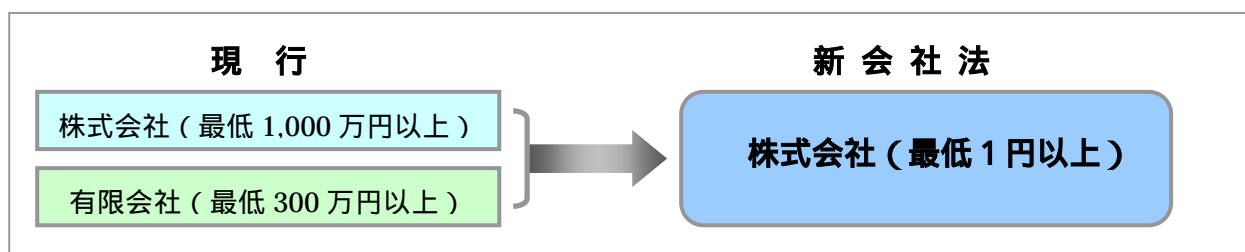
株式会社へ組織変更する。

特例有限会社となる。

(特段の手続きの必要はなく、有限会社の商号のまま存続できる。ただし内容は株式会社に読み替えられる。)

有限会社を解散し、個人事業に移行するか、合同会社を新設する

2. 最低資本金制度の撤廃




3. 取締役は1人でも可

取締役の数は、現行の株式会社では3人以上ですが、新「会社法」では1人以上で足りません。(注1: ただし、株式譲渡制限会社で、取締役会を置かない場合)

株式譲渡制限会社とは
 すべての株式の譲渡について、
 会社の承認を必要とする旨の定めを、
 定款に置いている株式会社のことです。

株式譲渡制限会社になれば、株式会社でありながら有限会社のような簡易な規制を選択可能です。

新「会社法」のメインは、既存の株式会社制度と有限会社制度を統合し、新しい株式会社制度に変更することですが、上記を含め、やや詳細な内容は次表のとおりです。

株式会社制度と有限会社制度の統合					
		これまでの株式会社	これまでの有限会社		新会社法での株式会社
最低資本金		1,000万円	300万円		なし
機 関	取締役会	必ず設置	設置できない		任意で設置
	監査役	必ず設置	任意で設置		
	取締役の数	3人以上	1人以上		取締役会を 置かない場合は1人以上(注1) 置く場合は3人以上
	取締役・監査役の 任期	取締役2年 監査役4年	制限無し		取締役 原則2年 監査役 原則4年 ただし、定款で定めれば それぞれ最大10年まで 延長可能
	その他	-	-		会計参与の設置が可能

詳細につきましては、当所 経営支援課までお問い合わせください。